

伊那谷区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
長野県

目 次

1 . 計画の性格	1
2 . 計画の対象区域	1
3 . 計画の期間	1
4 . 整備及び開発の基本構想	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	3
6 . 産業の業種、規模等に関する事項	4
7 . 土地の利用に関する事項	6
8 . 施設の整備に関する事項	7
9 . 環境の保全に関する事項	10
10 . 防災対策に関する事項	12

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、伊那谷区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日付総理府告示第43号をもって告示のあった伊那谷区域都市開発区域であり、関係市村は次のとおりである。(ただし、保全区域を除く)

飯田市(一部)、伊那市(一部)、駒ヶ根市(一部)、上伊那郡宮田村

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4．整備及び開発の基本構想

【区域の現状】

本区域は、伊那市、駒ヶ根市及び飯田市を中心として、天竜川上流沿岸に帯状に展開する長野県南部の中心都市地域である。

本区域を、一般国道153号、JR飯田線及び中央自動車道西宮線等の交通網が縦貫し、県内外の地域を結んでいる。

産業では、水引をはじめとする特色ある地場産業が発展しているほか、先端技術に立脚した電気機械、精密機械等の加工組立型工業が集積し地域経済を支えている。また、近郊には生鮮農産物の供給基地として発展している農業地帯が展開し、後背地には南アルプス、中央アルプスをはじめとする優れた自然資源を擁した観光地が広がっている。

【区域の発展と開発の方向】

中部圏基本開発整備計画では、複数の圏域軸の形成により、4つの国

土軸と相互に連結し、アジア・太平洋諸国とも連携した「世界に開かれた多軸連結構造」をもつ中部圏の形成をめざしている。本区域は名古屋市及び豊橋市・浜松市から飯田市、松本市、長野市を経て上越まで至る「東海・信越連携軸」を構成する区域として位置づけられており、美しく、誰もが暮らしやすい中部圏形成の一翼を担う地域としての発展が求められている。

豊かな自然と多彩な産業に支えられた三遠南信地域の拠点づくりを進め、本地区の更なる発展を図るために、今後も様々な社会基盤整備が必要であり、このための開発整備の方向は次のとおりであるが、その整備に当たっては、事業の必要性の検討を十分に行うとともに、住民と情報を共有したうえで要望や意見を反映し、透明なプロセスにより実施することが必要である。

(1) 様々な交流の拡大

- ・ 愛知県や静岡県など中部圏との交流を広げる三遠南信自動車道、木曾地域と直結することで南北方向に加え東西方向も見据えた交流の拡大が期待される伊那木曾連絡道路、関東・中部・関西を超高速で結び大都市と地方都市の連携強化に資する中央新幹線の調査を進めるとともに、県内主要都市間を結ぶ道路、高速交通網へのアクセス道路、生活道路などの整備を推進し、総合的な交通ネットワークの形成を図る。
- ・ 全国でもトップクラスの普及が進んでいる CATV 網などの高度な活用を進めるとともに、高度情報化に対応した情報・通信基盤の整備を図る。
- ・ 特色ある伝統芸能、自然、郷土食等の地域資源を生かし、地域の活力を創出する広域イベントの開催などにより、交流の拡大と情報発信を図る。
- ・ 三遠南信自動車道の整備による県境を越えた交流の拡大を視野に入れながら、自然資源と地域に根づいた文化を結びつけた魅力ある観光地づくりと広域的な観光ルートの整備等により、魅力ある観光レクリエーションゾーンの形成を図る。

(2) 自然と人、人と人との共生

- ・ 南信州の雄大で豊かな自然環境と調和し、南アルプス、中央アルプスの山並みや都市の景観に配慮し、市街地再開発や都市計画街路、河川、下水道、公園緑地、住宅など生活基盤の整備を進め、住みよい圏域の形成を図る。
- ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定され

ていることに鑑み、地震防災計画に基づく防災体制の確立を図るとともに、地震対策緊急整備事業の推進を図る。

- ・ 少子・高齢化の進行に対応し、特別養護老人ホームや保育所をはじめとした福祉施設、医療施設などの整備を進め、長寿社会に対応した地域福祉の推進、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める。
- ・ 地域住民と定住外国人との交流を促進するなど、すべての人が積極的に社会参加できる環境整備を進める。

(3) 地域の活力の創造

- ・ 飯伊地域地場産業振興センター、飯田工業技術センター、伊那技術形成センターなどを拠点として、新規創業、既存企業の新分野展開などを総合的に支援するとともに、企業間や大学との産学官交流や技術開発、人材の育成を進め、高度先端技術産業の拠点地域の形成を図る。
- ・ 天竜川河岸段丘などの整備された農業生産基盤や地域特性を生かし、効率的な経営体等の育成や地域営農システムの推進、特色ある農業公園づくり、自然条件を生かした新しい園芸品種の探求や特用作物の普及、地域材の利用促進など、気候・風土を生かした付加価値の高い活力ある農林業の振興を図る。
- ・ 商店の経営力の向上や、商店街等の商業基盤施設の整備などを通じて魅力あるまちづくりを推進するほか、多様な観光ニーズに対応した観光の振興を図る。
- ・ 地域の特性を生かした自主的・主体的な地域づくりの取り組みや、地域づくりを担う人材の育成などを推進する。

5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の総人口は、平成 17 年には 209 千人と見込まれるが、今後 5 年間においては総人口は減少すると見込まれる。

(2) 年齢階層別人口を見ると、平成 17 年の年少人口は 32 千人、生産年齢人口は 129 千人、老年人口は 48 千人と見込まれ、今後の 5 年間に於いては、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加することが見込まれる。

(3) 本区域の世帯数(一般世帯)は、平成 17 年には 72 千世帯と見込まれる。

今後の5年間においては、世帯主率の上昇に伴い増加することが見込まれる。

- (4) IT化の進展、経済活動のグローバル化、経営革新や技術革新の進展、少子社会、高齢社会の進展などにより産業構造が変化している中、労働力の需給両面においても変化が見込まれる。

このため、職業能力開発、職業指導等の雇用安定対策を進めるとともに、失業の予防、再就職の促進を図り、また、高齢者・障害者の雇用対策、中小企業における人材確保対策等を積極的に推進する。

さらに、他の年齢層と比較して完全失業率の水準が高い若年者の雇用対策を積極的に進めるとともに、県外就職者のIターン対策など人材確保を推進する。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 産業別開発の構想

イ 農林業

本区域は、天竜川に沿って段丘状に肥沃な農地が展開しており、米、野菜、果樹の生産に加え、きのこ、花き等の施設園芸及び畜産の生産が盛んである。

今後は、生産基盤の整備を推進しつつ、認定農業者制度等の活用により、効率的な経営体の育成と法人化の推進を図るとともに、経営体を中心として多様な農家が役割を分担する地域営農システムの構築と、農村環境の整備を進め、園芸作物を中心として水稻・畜産を組み合わせた生産性の高い産地づくりに努める。

また、新技術の開発と普及による生産性の向上と地域環境と調和した安全な農産物生産を推進するとともに、多様な流通経路の開拓による高付加価値販売を進め、生鮮農産物の供給基地としての産地化を推進する。

さらに、畜産については、自給飼料の活用等による安全・安心な畜産物の生産、特色ある畜産物の生産によるブランド化を推進し、多様な畜産経営の育成を図る。

林業については、国土の保全や水源のかん養、保健休養など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、間伐等の保育を推進し、健全な森林の造成に努めるとともに、地域で生産される木材の生産から

流通・加工に至る体制を整備する。

この他、農林業の振興を図るため、担い手の育成確保に努めるとともに、農・林道、農業集落排水施設等の整備を効果的に進めるため、農業生産の基盤と農山村の生活環境の一体的な整備を進める。

ロ 工業

本区域は、中央自動車道西宮線の開通を契機に電気機械、精密機械、一般機械などの工業の集積が進み、先端技術産業の立地が増加するなど急速に発展してきている。地域別にみると、飯田市を中心とする地域は、特殊小型モーター、時計、抵抗器などの電気機械器具製造業及び精密機械器具製造業、半生菓子、凍豆腐等の食料品製造業が発展している。また、伊那市及び駒ヶ根市を中心とする地域は、抵抗器、コンデンサー、顕微鏡、マイクロモーターなどの電気機械器具製造業及び精密機械器具製造業などが発展を遂げている。

今後は国際競争力のある高度技術を備えた産業を中核として、各産業がバランスのとれた形で発展する産業集積地の形成を図る。

このため、優れた自然環境や大都市等への近接性や三遠南信自動車道による遠州、東三河地域との新たな交流を生かしつつ、質の高い産業団地を確保し、研究開発型企業の集積と中小企業の高度化を推進するために、工業技術総合センターと中小企業、大学等が連携して産業基盤の充実を図る。また、製品開発や技術革新への対応を支援するための拠点整備として、飯田工業技術センター、伊那技術形成センター等の充実を図り、技術の高度化、技術開発力の向上、経営力強化を促進するための産学官技術交流事業、人材確保・育成事業等を展開する。

ハ 商業

本区域は、飯田市と伊那市の2大商圈で形成されており、工業等の発展や周辺地域からの顧客吸引などによって順調に進展してきたが、中小零細規模の商店が多く、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進展、大型店の出店に伴う競合等への速やかな対応を求められている。

このため、経営の近代化・合理化を進めて各商店の経営力の向上を図るとともに、店舗の共同化等の商業施設の充実、商店街等の商業基盤施設の整備を支援し、その一層の振興を図る。

ニ 観光

本区域は、3,000m級の山々を持つ南アルプス国立公園、自然林や奇岩の天竜奥三河国定公園、駒ヶ岳を中心とした中央アルプス県立公園

等の豊かな自然に囲まれ、また、独自の気候風土に根ざした伝統芸能等魅力的な観光資源があり国民の観光レクリエーションの場として大きな役割を担っている。

今後は、三遠南信自動車道等による高速交通網の整備や伊那木曾連絡道路開通に対応した広域観光の推進、自然と地域の伝統文化が調和した観光施設の整備、地場産業の振興を推進する。また、観光サービス産業や地域住民のホスピタリティ意識の向上、観光案内機能の整備・充実などを進めることにより、訪問者、サービス事業者、地域が一体となった信州の観光の振興を図る。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 土地利用の基本構想

県土は、現在及び将来における県民の限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるため、その利用に当たっては、国土利用計画に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として総合的かつ計画的に行う。

また、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適正な運用により、計画的な土地利用の調整を推進し、適正かつ合理的な土地利用の確保と適正な地価の形成を図る。

さらに、優れた自然景観及び重要文化財等の保護保全に努める。

(2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、社会経済の発展に伴い著しく多様化し、高度化が進んでいるが、今後も都市化の進展、社会経済諸活動の拡大等により、土地需要の増加が予想される。一方、森林や農用地の持つ県土保全や水源かん養、自然環境の保全などの公益的機能の役割が一層重視されている。

住宅地については、人口及び世帯数の動向、都市化の進展等に対応して、市街地において、土地区画整理事業等により良質な宅地の確保を図る。また、既成市街地においては再開発事業等により良好な住環境の形成を図る。

工業用地については、既存企業の増設、先端技術産業等の新規立地

など、地域の特性を生かした産業の誘致を進める。

公園緑地については、都市機能、生活環境の向上を図るため、必要な用地を確保する。

農用地については、生鮮農産物の供給基地としての産地化を進めるために、優良農用地の確保、保全及び利用の増進を図る。また、市街地の周辺部においては、都市化の無秩序な拡大を防止するとともに、農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図る。

急傾斜地の崩落、土石流及び地すべりの土砂災害に対して危険な箇所については、土砂災害警戒区域等の指定による住宅の新規立地の抑制などにより適正な土地利用が図られるように努める。

8. 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展のため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境や生活環境との調和を図りながら施設等の整備を進める。

(1) 交通施設及び通信施設

人にやさしく、環境と調和した交通基盤づくりを更に推進し、県内外の地域との交流の拡大を図るとともに、情報通信基盤の整備やマルチメディアの活用による県民生活の利便性の向上を図る。

イ 道路

全国的道路ネットワークを構成する幹線道路の整備を引き続き推進するとともに、区域内外の都市間等を連絡する道路の整備を図る。その主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	三遠南信自動車道
地域高規格道路	伊那木曽連絡道路
一般国道	151号、153号、361号
主要地方道	飯田富山佐久間線、伊那生田飯田線、 飯島飯田線
街路	羽場大瀬木線（飯田市） 環状北線（伊那市）

また、幹線道路を補完し、日常生活に密着した一般県道、市町村道、交通安全施設等の整備を図る。

ロ 鉄軌道

中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

八 通信施設

ITを活用した様々な行政サービスを提供するために、県と市町村とが連携して高速情報通信ネットワークを構築する。また、CATV施設の高度化を支援し、地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、災害時においても電気通信網の機能を確保するため、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進して安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。

(2) 宅地

都市化の進展等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、環境汚染の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮した計画的な宅地の開発等により、良好な住宅用地、工場用地の確保を図る。

イ 住宅用地

本区域における住宅需要の増大に対処するため、南田市場地区(駒ヶ根市)等における土地区画整理事業等により計画的な宅地供給を図る。

また、市街地における土地利用の高度化を図るため、橋南第二地区(飯田市)の市街地再開発事業等を推進する。

ロ 工業用地

地域産業の動向を的確に把握し、必要に応じて産業団地等の造成を行い、工業用地の確保を図る。

(3) 公園緑地

緑とオープンスペースを確保することで都市の環境や防災性を向上させるとともに、スポーツやレクリエーションができるよう、羽場公園・鈴岡城址公園(飯田市)等の公園緑地の整備を推進する。

(4) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、災害による被害を最小限にとどめるため、次のように国土保全施設の整備を図る。

イ 河川

小沢川等の河川改修及び河川環境の整備や、市街地を流下する小河川の改修を図るとともに、総合的な治水対策を推進する。

また、洪水調節及び河川環境の保全などを図るために、三峰川総合開発を推進する。

ロ 治山、砂防等

土砂災害防止にあたっては、自然環境に配慮しながら、天竜川水系の治山、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。

また、地震対策緊急整備事業に指定されている箇所については、整備の促進に努める。

(5) 住宅

地域の多様な居住ニーズに応じた、良質な性能や住環境等を備えた住宅ストックを形成するため、計画的に既存公営住宅の建替え、改善、統廃合を推進する。

また、良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた住宅ストックの形成を通じて多様な居住ニーズの適時適切な実現を図りながら豊かな地域社会の形成に努める。

(6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を図る。

イ 水道

生活用水を安全・安定的に供給するため、水道施設の整備を図る。

ロ 下水処理施設

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、区域内各市町村における公共下水道事業の推進を図る。

ハ 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴う、ごみ及びし尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設の整備を推進するとともに、し尿処理施設の整備を図る。

また、公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、地域の実情に応じて、浄化槽等の整備を図る。

(7) 教育・文化・試験研究等施設

イ 教育施設

小学校、中学校及び高等学校等における老朽校舎等の改築及び学校教育施設の整備充実を図るとともに、産業、文化、地域づくりなどを担う人材を育成し、生涯学習の拠点ともなる高等教育機関の整備充実を図る。

さらに、地震対策緊急整備事業に係る小・中学校の危険校舎の改築については、特にその推進を図る。

ロ 文化施設

優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実などを図るとともに、文化施設等の整備を図る。

(8) その他の施設

イ 社会福祉施設

少子・高齢社会の到来等に伴う福祉需要の増大に対処するため、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実を図る。

ロ 介護老人保健施設

要介護老人の多様なニーズに対応しつつ、心身の自立を支援し、家庭への復帰を目指すため、各自治体及び県の介護保険事業計画との整合性を図りながら、介護老人保健施設の整備を図る。

ハ 医療施設

南信地域の第3次救急医療体制の見直しを行うなど、医療提供体制の充実を図る。

ニ 職業訓練施設

労働力の技術力向上と労働者の雇用の安定を図るとともに、地域産業の進展に寄与するため、職業能力開発校の整備充実を推進する。

ホ 農林業経営基盤

農林業の効率化や農山村地域の振興と生活環境の改善を図るため、土地基盤整備等を推進するとともに、農道や林道の整備を推進する。

9. 環境の保全に関する事項

本県では、「すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、

環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土」を目指し、長野県環境基本計画（平成13年2月改定）に沿って、次の6つの環境の姿の実現のため、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進している。

(1) 自然と人が共に生きる郷土

地域の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保護・保全、里山などの二次的自然の維持管理、都市部における自然的環境の回復など、保護や整備の形で環境に適切に働きかけるとともに、自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、自然と人が共に生きる郷土づくりを推進する。

(2) 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土

本県は、大河川の上流域であることから、水源地域を保全するとともに、造林等により森林の持つ水源かん養等の公益的機能を維持・増進する。

また、社会経済活動においても、生産、流通、消費等のすべての段階を通じて、廃棄物の発生をできる限り抑制（リデュース）するとともに、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）や適正処理、省資源・省エネルギーを進め、循環の仕組みに支えられた郷土づくりを推進する。

(3) うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土

自然と人が共生し、調和した環境の中で、文化的、精神的な豊さを実現するため、下水道や公園など、環境の質を高める生活基盤の整備を進めるとともに、身近な生活空間における水辺や緑、豊かな自然と一体となったまち並や美しい農村景観の保全と創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土づくりを推進する。

(4) 自然を通じた豊かな交流が広がる郷土

本県の美しく豊かな自然は、国民全体の財産であり、県民のみでなく自然とのふれあいを求めて来県する多くの人々と共有するものである。県民と来県者が、かけがえのない信州の自然に対する思いを一致させ、心通う暖かい交流を進めるとともに、都市部と農山村部、上流域と下流域など、自然を通じた豊かな交流が広がる郷土づくりを推進

する。

(5) 世界へ発信する環境共生県NAGANO

地球温暖化等の地球環境問題に対して、積極的な対応を図るとともに、環境に関する国内外の人材交流を推進するなど、地球的規模での環境保全を推進する。また、様々な場を通じて、長野県における環境保全に関する取組等を世界へ情報発信していく。

(6) すべてのものの参加と連携による取組

環境についての理解を深め、その保全に進んで取組めるよう、環境教育・環境学習の総合的な推進を図り、意欲ある人材を育成するとともに、環境に関する情報を適切に提供し、環境行政に幅広い県民意見を反映させる。

天竜川水系に位置する本区域にあっては、特に以下のような施策を推進する。

- ・水道水源保全地区の指定をさらに進めるとともに、水源地域の森林を保全し、清浄で安全な水の確保に努める。
- ・天竜川や中小の河川において、流域の住民や企業が一体となった環境保全活動を推進するとともに、水環境に親しみ、学び、守る心を育てる。
- ・天竜川やこれに流入する主要河川両岸の河岸段丘に沿って連なる緑地を連続的に保全し、自然環境や景観に配慮した空間づくりを進める。
- ・飯田市が進めている天竜峡エコバレープロジェクトなどにより、環境と調和した産業と交流の拠点形成を図る。

10 防災対策に関する事項

本区域は、天竜川に沿って広がる伊那盆地を中心に、東西を南アルプスと中央アルプスに挟まれた急峻な地形であり、地すべり等の発生しやすい地帯である。また、年雨量 2,000mm 前後の多雨地帯であり、地形の複雑性から局地的な気象災害が発生しやすくなっている。その上、伊那谷断層帯と呼ばれる活断層群も存在することから、内陸直下型地震発生の危険性を内包している。

さらに、飯田市等は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されており、東海地震が発生した場合には、相当の被害が予想される。

また、伊那市、飯田市等の都市部では、人口の集中や都市化の進展に伴い、居住地域の拡大、建物の過密・高層化、危険物施設等の増加等の傾向があり、災害発生時における被害拡大の危険性を増大させている。以上のような自然的・社会的条件を踏まえ、地域住民の生命財産を災害から保護することを目的に、県及び市町村地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的に防災対策を推進する。

(1) 震災対策

イ 都市防災化対策

避難路、避難地、緊急輸送道路、都市公園、河川等の都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の整備、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

ロ 建築物耐震化対策

公共建築物や避難施設等防災上重要な建築物の耐震性の確保に努めるとともに、住宅等の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発等を推進することにより、耐震性の確保を図る。

ハ ライフライン施設機能確保対策

上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保及びライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備に努める。

ニ 危険物施設安全確保対策

大規模貯油施設等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等に努める。

(2) 風水害対策等

イ 都市防災化対策

幹線道路等のネットワーク化を推進するとともに、道路情報ネットワーク・システム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、河川においては、築堤、河床掘削等の河道の整備などの河川改修を積極的に進めるとともに、流域の保水、遊水機能を確保するための施設整備などと併せた総合的な治水対策を推進し、風水害に強い都市構造の形成に努める。

なお、ソフト対策として浸水想定区域図の作成を進め、洪水による被害を最小限にとどめるために市町村が実施する洪水ハザードマップの作成を積極的に支援する。

ロ ライフライン施設機能確保対策

上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の風水害等に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保及びライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備に努める。

ハ 土砂災害予防対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害の危険箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒情報の提供により警戒避難体制の強化を支援する。

また、ソフト対策と連携した土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険地区等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設及び防災林造成等のハード対策の整備に努め、総合的な土砂災害対策を推進し、土砂災害に強い地域の形成を目指す。

ニ 雪害対策

冬期間の安全で円滑な交通の確保を図るため、除雪、防雪対策に努めるとともに、凍雪害の防止に係る事業を推進する。